

第6章 震災による経営への影響と対策

1 震災後の予算の推移

・平成23年度予算について

東日本大震災の発生時点において、平成23年度当初予算案は既に市議会に上程されていたことから、震災対応に要する予算措置は、すべて補正予算により行うこととなった。また、被害の全容把握に相当の時間を要すると見込まれたことなどにより、定例会ごとに段階的な増額補正を行うこととし、平成23年度中の4回の定例会すべてで補正予算の議決を得て、震災復旧事業に当たった。

平成23年第2回定例会補正予算では、南蒲生浄化センターの汚水処理施設の仮復旧や管路の応急修繕工事など、緊急性の高い工事に要する費用を増額補正するとともに、これらの震災復旧事業に対応するため、通常事業を可能な限り延期、中止した。

第3回定例会補正予算では、南蒲生浄化センターの放流水質向上のための施設整備や汚泥焼却設備等の本復旧に要する費用を増額補正する一方、下水道使用料について、震災の影響により大幅な減収となったことから減額補正した。

第4回定例会補正予算では、南蒲生浄化センターの本復旧に向けた解体撤去費用等を増額補正するとともに、学識経験者で構成する「南蒲生浄化センター復旧方針検討委員会」による提言を踏まえて選定した復旧方法に必要な事業費及び工期について、債務負担行為を設定した。

平成24年第1回定例会補正予算では、被災施設の撤去に伴う固定資産除却損等の費用や被災施設に対する補償金免除繰上償還に要する企業債償還金等を増額補正した。

この結果、最終的な予算額は、支出予算総額で当初予算に比べ404億3千7百万円増加し、収益的収支（消費税及び地方消費税抜き）は、当初予算における1億8百万円の当年度純利益から77億5千1百万円の当年度純損失となった。なお、決算では56億4千万円の当年度純損失となり、平成15年度以来の赤字決算となった。

・平成24年度予算について

当初予算では、建設改良費総額の約53%に当たる73億9千万円を災害復旧工事分として措置し、南蒲生浄化センターや管きよの復旧事業を進めていくこととした。

その後、第3回定例会補正予算で、被災施設の復旧工事に着手した後に判明したポンプの内部や管きよ等の新たな破損箇所、工法の変更等に要する事業費等を増額補正した。

1. 予算の推移

(1) 平成23年度予算の推移

(単位：千円)

	平成23年度 当初	第2回定例会 補正後	第3回定例会 補正後	第4回定例会 補正後	第1回定例会 補正後
支出予算総額	51,670,606	51,869,892	68,219,742	76,477,305	92,107,841
●収益的支出	26,002,643	27,420,363	32,153,443	34,610,211	42,683,547
営業費用	18,239,352	19,594,352	24,656,466	27,113,234	25,659,234
営業外費用	7,650,924	7,713,644	7,384,610	7,384,610	7,689,946
特別損失	62,367	62,367	62,367	62,367	9,284,367
予備費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
◆資本的支出	25,667,963	24,449,529	36,066,299	41,867,094	49,424,294
建設改良費	10,989,422	9,770,988	21,387,758	27,080,663	27,080,663
企業債償還金	14,677,541	14,677,541	14,677,541	14,785,431	22,342,631
その他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
●収益的収入	26,404,478	27,343,189	30,522,837	32,811,409	35,207,043
営業収益	25,908,813	25,968,568	26,463,509	27,163,372	26,995,153
営業外収益	495,153	1,374,109	4,058,816	5,647,525	6,042,032
特別利益	512	512	512	512	2,169,858
◆資本的収入	13,949,210	13,606,443	25,192,308	30,883,290	39,090,090
企業債	9,319,500	8,183,200	8,808,700	8,725,500	15,460,300
国庫支出金	3,608,425	4,434,132	12,128,036	15,815,582	15,815,582
他会計負担金	0	0	0	0	6,886,800
他会計出資金	783,540	751,366	4,017,827	6,154,463	739,663
負担金	226,032	226,032	226,032	176,032	176,032
その他	11,713	11,713	11,713	11,713	11,713
支出総額前期対比		+ 199,286	+ 16,349,850	+ 8,257,563	+ 15,630,536

(2) 平成24年度予算の推移

(単位：千円)

	平成24年度当初	第3回定例会補正後
支出予算総額	55,433,636	57,360,135
●収益的支出	25,822,285	27,748,784
営業費用	18,637,936	20,599,337
営業外費用	7,083,102	7,048,200
特別損失	51,247	51,247
予備費	50,000	50,000
◆資本的支出	29,611,351	29,611,351
建設改良費	13,988,001	13,988,001
企業債償還金	15,622,350	15,622,350
その他	1,000	1,000
●収益的収入	26,486,560	27,714,991
営業収益	24,913,435	25,385,901
営業外収益	1,566,114	2,322,079
特別利益	7,011	7,011
◆資本的収入	18,445,147	18,445,147
企業債	8,994,500	8,994,500
国庫支出金	6,558,335	6,558,335
他会計負担金	1,969,400	1,969,400
他会計出資金	665,109	665,109
負担金	153,927	153,927
その他	103,876	103,876

【参考：下水道当初予算の変遷】

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算（支出総額）	51,349,644	50,107,512	50,412,411	51,670,606	55,433,636
●収益的支出	26,844,739	26,627,538	26,114,555	26,002,643	25,822,285
◆資本的支出	24,504,905	23,479,974	24,297,856	25,667,963	29,611,351
●収益的収入	27,328,581	26,407,312	26,111,589	26,404,478	26,486,560
◆資本的収入	14,927,505	13,649,673	13,883,070	13,949,210	18,445,147

【参考：下水道決算の変遷】

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算（支出総額）	55,800,347	49,395,360	50,623,133	44,624,028	70,909,666
●収益的支出	26,632,921	25,807,514	25,661,265	24,558,094	37,305,099
◆資本的支出	29,167,426	23,587,846	24,961,868	20,065,934	33,604,567
●収益的収入	27,515,933	26,871,350	26,506,263	26,394,690	31,841,677
◆資本的収入	19,655,067	14,032,774	14,498,788	10,621,883	21,620,778

2. 平成23年第2回定例会 下水道事業会計補正予算について

(1) 概要

東日本大震災により、下水道事業は大きな損害を被った。特に、津波により南蒲生浄化センターの水処理システムの被害が甚大で、復旧に多額の費用を要することが想定されている。

また、津波により水没したポンプ場や地震により被害が生じた管きょ等についても早急な応急復旧工事の必要があるため、当該事業費について所要の補正を行った。

(2) 補正額

ア) 収益的支出 (単位：千円)

予算(目)	補正額	主な内容
管きょ費	153,000	地震による管きょ破損の応急復旧工事
ポンプ場費	195,000	中野雨水ポンプ場水没に伴う緊急排水等
南蒲生浄化C費	974,000	薬品費 + 318,600 工事請負費 + 787,536 動力費△169,867 委託料△109,133 ・機械設備稼働不能のため委託料や動力費が減少 ・次亜塩素酸投入増により薬品費が増加
広瀬川浄化C費	33,000	南蒲生浄化センター焼却炉運転停止に伴う汚泥運搬業務の増加
計	1,355,000	

イ) 資本的支出 (単位：千円)

震災復旧財源確保のため、新規事業の凍結・先送りなどの見直しを行い、66億円を減額する一方、災害復旧事業54億円の増額を見込んでおり、差し引き12億円の減額補正を行った。

予算(目)	中止・減額	増額	補正額	財源内訳			
				国費	出資金	企業債※	内部留保
管きょ建設費	△2,642,570	1,867,000	△775,570	278,370	△35,009	△945,431	△73,500
ポンプ場建設費	△1,345,456	1,489,000	143,544	383,850	△7,575	△232,731	0
処理場建設費	△2,522,869	1,631,000	△891,869	△107,113	5,720	△790,476	0
下水道調査費	△65,600		△65,600	0	△1,422	0	△64,178
建設諸費	△37,139		△37,139	0	△768	0	△36,371
農集建設費	△1,800	410,000	408,200	270,600	6,880	132,430	△1,710
計	△6,615,434	5,397,000	△1,218,434	825,707	△32,174	△1,836,208	△175,759

※企業債については、建設改良費の減額および財源の組み換えに伴い公共下水道事業に充当する企業債を減額し、新たに災害復旧事業債を借り入れる。

◇主な増額案件

- ・南蒲生浄化センター災害復旧工事 1,600,000千円
- ・市内污水管災害復旧工事 1,000,000千円
- ・中野雨水ポンプ場災害復旧工事 587,000千円

(3) 資本費平準化債の借入額、支払利息の増額について

下水道事業の資金は、企業債元金償還が集中する9月、3月に減少する。

資金不足回避のため、資本費平準化債を借入しているが、平成23年度当初は借入時期を3月末としていた。

ところが、東日本大震災の影響による使用料収入の減少等により、9月の資金不足が懸念される状況となったため、資本費平準化債の借入額・借入時期の変更を行うことにより資金不足に対応することとした。

これらについて、所要の補正を行ったものである。

(単位：千円)

項目	当初予算額	補正額	補正後予算額
資本費平準化債【4条収入】	3,500,000	700,000	4,200,000
資本費平準化債利息【3条支出】	257,304	31,500	288,804

3. 平成23年第3回定例会 下水道事業会計補正予算について

(1) 概要

下水道使用料について、震災に伴う断水やその後の企業活動の低迷による使用水量の減少や基本使用料の減免措置の実施により、当初予算に比べ大幅に減少しており、減額補正を行った。また、津波により甚大な被害を受けた南蒲生浄化センターの暫定水処理施設の建設や污泥焼却炉の復旧費用等についての増額補正等、所要の予算措置を講じた。

(2) 補正額

ア) 下水道使用料・業務予定量

下水道使用料について、15億円の減額補正を行うほか、併せて、汚水処理水量も補正を行った。

・下水道使用料等の補正額

項目(単位)	当初	9月補正	増減率	9月補正後
下水道使用料(千円)	17,640,175	△1,524,000	(△8.6%)	16,116,175
年間総汚水処理水量(千 m^3)	133,700	△6,000	(△4.5%)	127,700
1日平均汚水処理水量(千 m^3)	366	△17	(△4.6%)	349

このほか、国庫補助金、一般会計繰入金について所要の増額補正を行い、この結果、収益的収入合計では、国庫補助金25億円 + 繰入20億円 - 使用料15億円 = 30億円の増額補正となる。

※下記「◇財源の内訳(収益的収支)」参照

イ) 収益的支出 (単位: 千円)

予算(目)	補正額	主 な 内 容
管きょ費	419,349	カメラ調査 200,000 緊急修繕 70,000 人孔鉄蓋調整 40,000
ポンプ場費	108,349	蒲生排水ポンプ場仮設ポンプ設置等
南蒲生浄化C費	4,484,666	災害復旧事業に係る工事委託(下団) 5,100,000 委託料 270,192(終沈汚泥処理業務委託等) 薬品費 136,516(消臭剤) 工事請負費 △813,742(汚泥処理設備等) 水道料金 △145,740
広瀬川浄化C費	8,236	脱水汚泥処分委託 7,105
上谷刈浄化C費	2,350	修繕
総係費	291	事務費
農集施設費	29,342	修繕、運転管理委託
地域下水道費	9,531	屋根修繕、汚泥処分
計	5,062,114	

・財源の内訳(収益的収支)

国 費	一般会計 災害復旧債	下水道負担分 災害復旧債	維持管理 負担金等	下水道単独費	財源合計
2,567,522	1,929,600	150,700	89,341	324,951	5,062,114

以上の結果、H23年度の予定損益は35億円の赤字と見込んでいる。

	既決予定額	22→23繰越額	9月補正額	補正後 ※繰越含む
下水道事業収益	27,343,189	0	3,062,463	30,405,652
下水道事業費用	27,420,363	1,315,672	5,062,114	33,798,149
当年度純損益(税抜)	△274,604	△1,253,045	△1,956,591	△3,484,240

ウ) 資本的支出 (単位: 千円)

南蒲生浄化センター災害復旧に係る建設工事(下水道事業団委託)など、116億円の増額補正を行った。

予算(目)	補正額	主 な 内 容
管きょ建設費	1,421,440	災害復旧工事(污水管 900,000/合流管 600,000)、 道路改良に伴う管きょ工事 △184,700
ポンプ場建設費	1,438,709	災害復旧工事(今泉雨水P: 586,000/蒲生排水P: 163,500/岡田P: 195,000/鶴巻P: 162,000)
処理場建設費	8,730,000	災害復旧に係る建設工事委託(下水道事業団) 8,700,000
建設諸費	16,305	台帳情報整備業務委託、事務費
営業設備費	8,316	津波流失車両の更新(2台)、災害対応用備品
農集建設費	2,000	災害復旧工事(四ツ谷クリーンセンター)
計	11,616,770	

・財源の内訳(資本的収支)

国 費	出 資 金	一般会計 災害復旧債	下水道負担分 災害復旧債	企業債	内部留保	財源合計
7,693,904	△2,239	3,268,700	817,200	△191,700	30,905	11,616,770

4. 平成23年第4回定例会 下水道事業会計補正予算について

(1) 概要

管きょの災害復旧費や南蒲生浄化センターの被災施設の解体撤去費用等について増額補正を行った。
また、併せて債務負担行為及び一時借入金の限度額の補正等、所要の予算措置を講じた。

(2) 補正額

ア) 収益的支出 (単位：千円)

管きょの災害復旧工事、南蒲生浄化センターの災害復旧事業工事委託（下水道事業団委託）など、24億円の増額補正を行った。

予算(目)	補正額	主な内容
管きょ費	2,108,071	・災害復旧工事（污水管 634,000、雨水管 40,000、合流管 1,298,000、鉄蓋 50,000）
ポンプ場費	102,922	・災害復旧工事 荒浜P（機械）48,000、岡田P（機械）30,000 鶴巻P（機械）20,000、中野雨水P（機械）△50,000
特環ポンプ場費	1,711	・浚渫汚泥中間処理
南蒲生浄化C費	176,848	・災害復旧事業（下団委託）300,000 ・工事請負費 △221,319 ・燃料費 153,586
上谷刈浄化C費	5,000	・災害復旧工事
総係費	2,095	・被服費
農集施設費	59,937	・災害復旧工事、修繕 34,937、カメラ調査 13,500 ・管内清掃 7,500
地域下水道費	184	・脱水汚泥放射線分析
計	2,456,768	

・財源の内訳（収益的収支）

国費	一般会計 災害復旧債	下水負担分 災害復旧債	維持管理 負担金等	下水単独費	財源合計
1,482,753	675,300	81,100	24,563	193,052	2,456,768

イ) 資本的支出 (単位：千円)

南蒲生浄化センター災害復旧に係る建設工事（下水道事業団委託）など、56億円の増額補正を行った。

予算(目)	補正額	主な内容
管きょ建設費	466,500	・災害復旧工事（污水管 △990,000／合流管 1,611,000、鉄蓋更新 △50,000） ・道路改良の中止による減 △117,500
ポンプ場建設費	△871,500	・災害復旧工事 △885,500
処理場建設費	5,468,705	・災害復旧に係る建設工事委託（下水道事業団）5,400,000
建設諸費	1,700	・消耗品
農集建設費	627,500	・災害復旧工事（施設 274,000 管きょ 300,000） ・設計業務委託 53,500
計	5,692,905	

・財源の内訳（資本的収支）

国費	出資金	一般会計 災害復旧債	下水負担分 災害復旧債	企業債	内部留保	財源合計
3,687,546	△9,464	2,146,100	514,900	△598,100	△48,077	5,692,905

ウ) 資本的支出 (企業債償還金)

資本費平準化債の借入れ時期を、当初予定より半年前倒したことに伴い、初回分の償還元金を増額補正するもの。

予算 (節)	既決予定額	補正額	補正後
資本費平準化債償還金	999,580	107,890	1,107,470

・平準化債利息については、第2回定例会補正で措置済み。

(3) 一時借入金限度額

現在の限度額は50億円となっているが、年度末にかけて一時的な資金不足が予想されることから、150億円に引き上げる。

(4) 債務負担行為の補正

下水道事業団へ委託する「南蒲生浄化センター災害復旧事業に係る建設工事委託」について、新たに債務負担行為を設定する。

事項	期間	限度額		
		既決予定額	補正額	補正後
下水道施設 災害復旧事業	平成24年度から 平成27年度まで	千円 0	千円 46,900,000	千円 46,900,000

・工事予定額

・H23年度 (当該)	21,100,000 千円
・H24～27年度 (債務負担)	46,900,000 千円
計	68,000,000 千円

5. 平成24年第1回定例会 下水道事業会計補正予算について

(1) 概要

施設の被災に伴う固定資産除却損の計上、被災施設に係る借入れの一部について繰上償還を実施するための企業債償還金の増額補正等、所要の予算措置を講じた。

(2) 補正額

ア) 収益的支出 (単位: 千円)

南蒲生浄化センター等の被災に伴う除却損の計上など、80億円の増額補正を行った。

予算 (目)	補正額	説明
管きょ費	△525,000	・災害査定を進捗により被災管きょが想定よりも少なかったことが判明
ポンプ場費	4,000	・人件費の増 ・工事請負費の減
南蒲生浄化C費	△180,000	・人件費の減 ・薬品費の減 ・1号炉稼働にかかる動力、燃料費等の減 (稼働開始時期 1月⇒3月)
広瀬川浄化C費	△14,000	・工事請負費の減
流域負担金	△180,000	・処理水量の減少による県請求減
総係費	△20,000	・人件費の減 (退職手当等)
農集施設費	115,000	・災害復旧に係る工事請負費の増
浄化槽費	16,000	・修繕費、工事請負費の増
減価償却費	△670,000	・被災に伴う減価償却対象資産の減少
消費税	305,336	
過年度修正損	21,000	
臨時損失	9,201,000	・被災に伴う固定資産除却損の計上
計	8,073,336	

・財源の内訳 (収益的収支)

国費	一般会計 災害復旧債	下水負担分 災害復旧債	維持管理 負担金等	下水単独費	財源合計
530,109	△20,900	△36,100	1,081,887	6,518,340	8,073,336

イ) 資本的支出（企業債償還金）

被災施設に係る借入のうち、地方公共団体金融機構から借り入れたものについて補償金免除繰上償還を実施するため、企業債償還金75億円の増額補正を行った。

予算（目）	補正額	説明
企業債償還金	7,557,200	・繰上償還実施による増
計	7,557,200	

(3) 債務負担行為の補正

震災に伴い中止または先送りした工事について、債務負担行為を減額するとともに、引き続き実施する工事については期間を変更するもの。

事項	期間		限度額		
	補正前	補正後	既決予定額	補正額	補正後
下水道建設事業	平成24年度から平成26年度まで	平成24年度から平成27年度まで	千円 18,204,000	千円 △14,473,900	千円 3,730,100

6. 平成24年第3回定例会 下水道事業会計補正予算について

(1) 概要

東日本大震災により被災した下水道施設の復旧工事に着手した後に判明した、ポンプの内部や管きょ等の新たな破損箇所、工法の変更等に対応するため、所要の予算措置を講じた。

管きょの災害復旧工事、南蒲生浄化センターの災害復旧事業工事委託（下水道事業団委託）など、19億6千1百万円の増額補正を行った。

(2) 補正額

ア) 収益的支出（単位：千円）

予算（目）	補正額	主な内容
管きょ費	478,291	・災害復旧工事 394,772 ・震災関連（緊急修繕業務等） 83,519
ポンプ場費	276,812	・災害復旧工事（中野雨水P、今泉雨水P等） 269,700 ・震災関連（施設復旧遅れに伴う経費増） 3,846 ・その他（雨水ポンプ・発電機用重油） 3,266
特環ポンプ場費	1,512	・震災関連（巨理名取共立衛生処理組合のし尿受入立会に要する経費）
南蒲生浄化C費	837,535	・災害復旧工事（中級処理施設の機能強化、汚泥処理施設の機能整備等） 784,200 ・震災関連（非常用自家発電機点検費等の増、汚泥焼却施設点検費等の減） 51,304 ・その他（流入渠浚渫等の増、薬品単価の減） 2,031
広瀬川浄化C費	16,932	・震災関連（南蒲生の焼却炉復旧遅れに伴う汚泥処分手数料）
農集施設費	341,222	・災害復旧工事
地域下水道費	9,097	・震災関連（堆肥化センターの稼働停止に伴う汚泥処分手数料） 4,000 ・その他（施設修繕） 5,097
計	1,961,401	・災害復旧工事 1,789,894 ・震災関連 161,113 ・その他 10,394

○財源の内訳

(単位：千円)

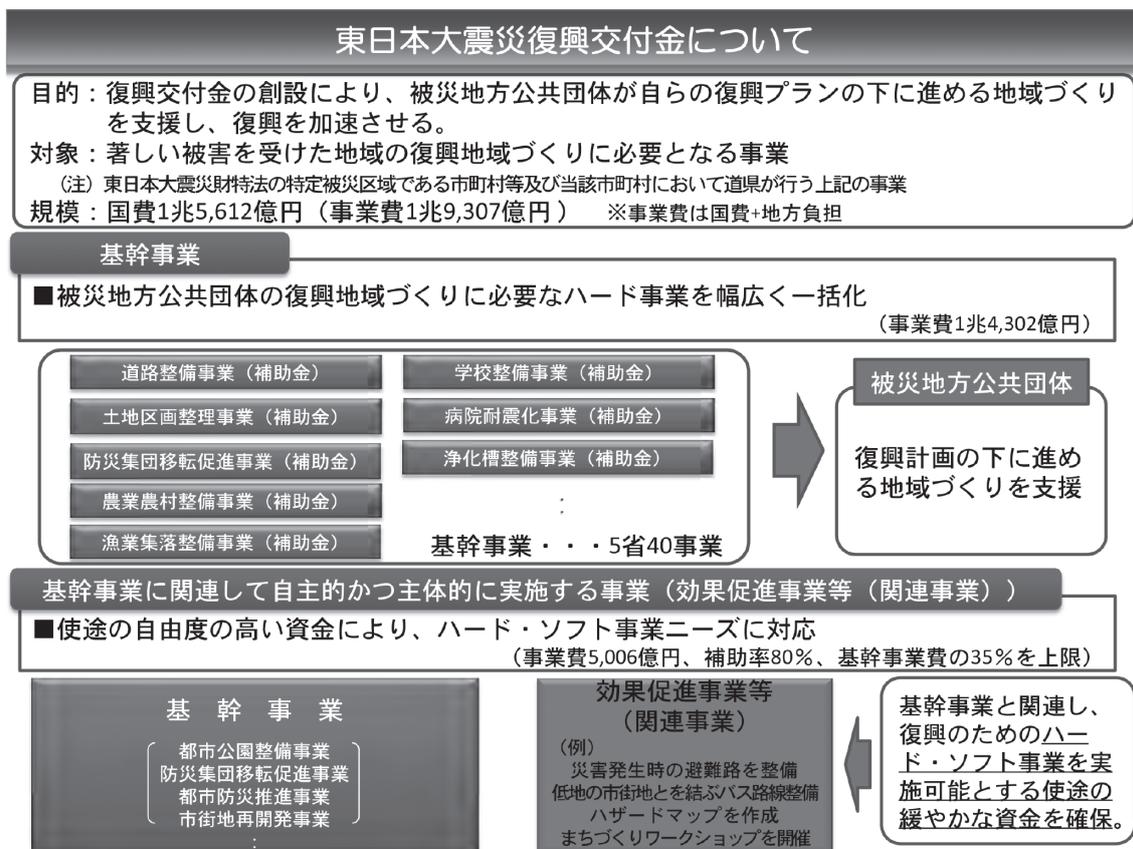
国 費	他会計負担金	企業債 (災害復旧事業債)	そ の 他	計
755,965	472,466	99,600	633,370	1,961,401

備考 他会計負担金のうち、420,500千円は震災復興特別交付税で措置される見込み

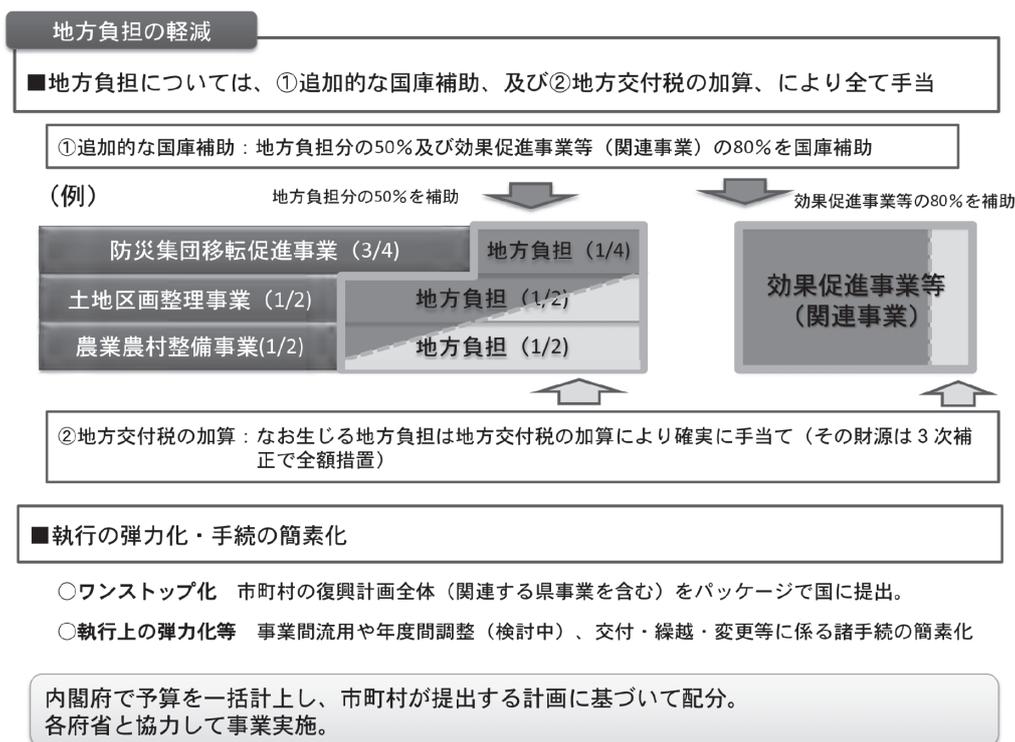
2 東日本大震災復興交付金

東日本大震災により仙台市内には甚大な被害が生じた。道路や下水道、学校といった公共施設については災害復旧事業により、その復旧が行われるが、災害復旧事業では対象となる施設の原形復旧を原則としており、住宅や公共施設の滅失など著しい被害を受けた地域においては災害復旧事業だけで都市の再生を図るのが困難であった。

そのため、平成23年12月7日に「東日本大震災復興特別区域法」が成立し、震災により著しい被害を受けた地域の円滑、迅速な復興を支援するため「東日本大震災復興交付金」(以下、復興交付金)が創設された。これにより被災した道県、市町村の財政負担を緩和させ、復興地域づくりに必要な事業を展開していくことが可能となるため、仙台市においても復興交付金を活用した下水道事業を申請し、復興庁より事業実施が認められた。



(内閣府ホームページより)



（内閣府ホームページより）

【仙台市下水道における復興交付金事業】

東日本大震災により本市の広い範囲で地盤変動が生じているが、特に地盤沈下の影響は下水道事業に大きな影響を及ぼした。下水道においては汚水も雨水も自然流下を基本とした施設配置を行なうが、地盤沈下の影響により東部の低平地区において雨水排水機能が震災前に比べて大きく低下した。これにより、本市の整備水準である10年確率降雨（最も強い1時間あたり52mm/hr）に対応した雨水排水施設が未整備の地区では浸水被害の増加が、整備済みの地区でも浸水被害の発生が懸念された。

そこで、地盤沈下の影響により特に浸水被害の発生・増加が懸念された原町東部地区、蒲生・白鳥地区、霞目地区の3地区について復興交付金を活用した雨水対策事業や関連事業を実施することとした。復興交付金は時限的な制度であるため、平成27年度までに事業を完了する必要がある。

下水道関連での復興交付金事業は以下のとおりである。（施設名称は仮称）

ア) 浸水対策事業

震災による地盤沈下の影響で浸水リスクが高まっている原町東部地区、蒲生・白鳥地区、霞目地区において浸水対策事業を実施することとした。原町東部地区、蒲生・白鳥地区の2地区については10年確率降雨に対応した施設整備が未完了であり、東日本大震災前から度々浸水被害が発生していることから、浸水リスクを東日本大震災前の状況に戻しても本市の復興には十分でないと考えられた。そこで、東日本大震災前よりも浸水リスクを低減させることを目的に、復興交付金事業と社会資本整備総合交付金事業との共同事業として、雨水施設整備を行うものである。

対象地区：原町東部地区、蒲生・白鳥地区、霞目地区

対象事業：原町東部地区—原町東部雨水幹線整備、鶴巻ポンプ場整備、雨水管整備
蒲生・白鳥地区—西原雨水ポンプ場整備、中野雨水ポンプ場ポンプ整備
霞目地区—第2霞目雨水幹線整備

イ) 東部新市街地雨水排水施設整備事業

本市では、大規模な津波被害が生じた東部沿岸地域の被災者を対象に、防災集団移転事業を実施するが、移転先の1つである霞目地区においても大規模な地盤沈下が発生しており、雨水排水機能が低下している。防災集団移転事業実施には、区画整理事業による新市街地や調整区域内の集約地についての雨水排水施設整備と雨水排水先である既存の雨水幹線の復旧が必要であるため、移転先地の早期確保と土地利用の効率化による使用可能な宅地面積を増やすことを目的に、浸水対策事業との共同事業として霞目地区の雨水幹線整備等を行うものである。

対象地区：霞目地区

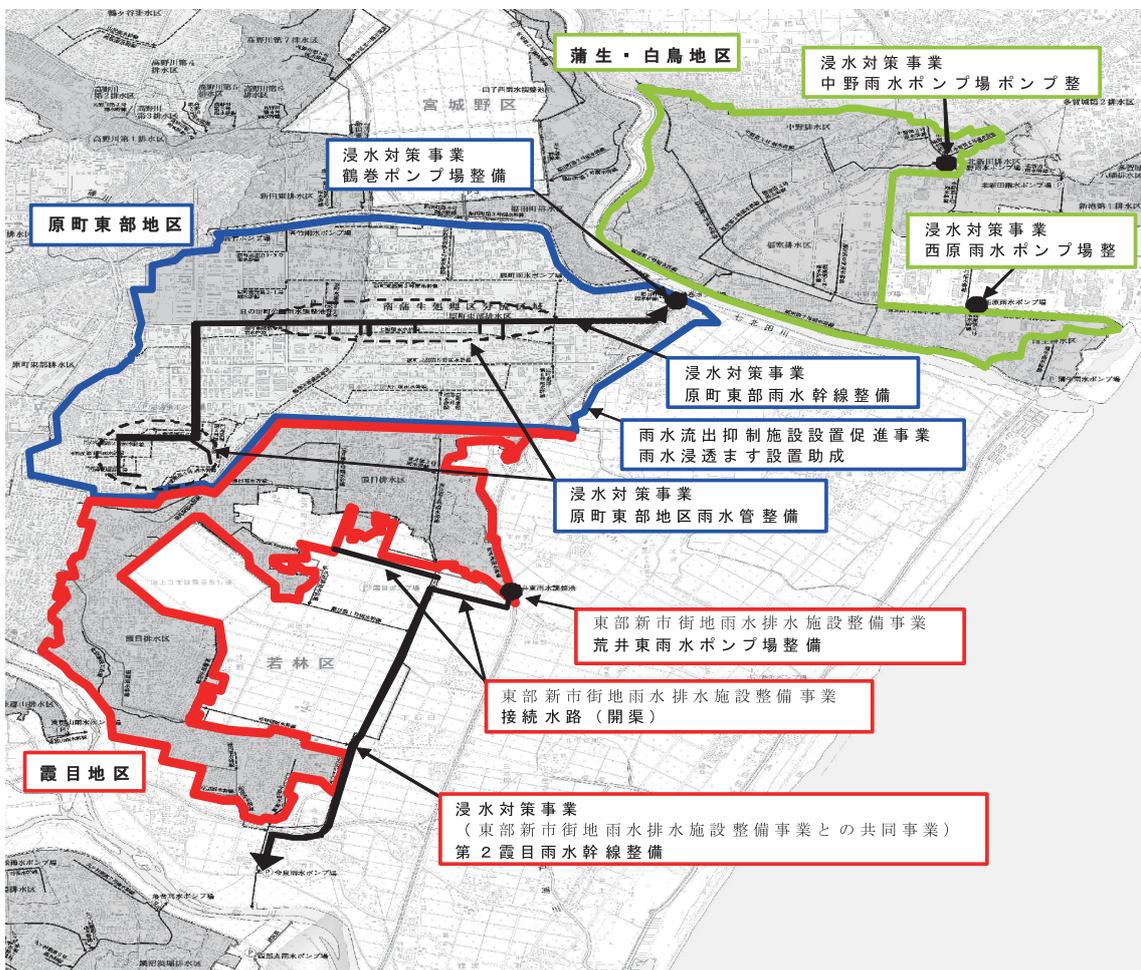
対象事業：荒井東ポンプ場整備、第2霞目雨水幹線整備（浸水対策事業との共同事業）、接続水路整備

ウ) 雨水流出抑制施設設置促進事業

東日本大震災の影響により原町東部地区では浸水リスクが高まっており、上記の浸水対策事業を推進することとしているが、目標とする整備水準が全て達成されるまでには、さらに多額の費用と長い期間を要する。そこで、総合的な雨水対策として原町東部地区における雨水流出抑制施設設置（宅内排水設備における浸透桝設置）に関して「仙台市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱」に基づき市民等に一部助成を行うことで、官民連携の取り組みとして浸水被害の軽減を図るものである。

対象地区：原町東部地区

対象事業：排水設備として浸透ます設置の際に適用



東日本大震災復興交付金事業箇所

3 仙台市から国への要望（下水道関連）

今般の震災では下水道施設の被災が著しく、復旧の費用や期間、また、災害査定受検対応が膨大になることが見通され、現行制度では着実かつ速やかな復旧工事の実施が不安視されたことから、被害の実態と復旧業務に即した制度改善を国に要望した。

これにより、災害査定事務の簡素化や、特に南蒲生浄化センターの復旧に影響する復旧期間の延伸や維持管理費が復旧事業費の対象になるなど、制度の運用が図られることになった。

一方、原発事故関連は切り離され、財源拡充については従前のままで推移するなど、災害復旧を行う自治体の現場の声が反映されなかった点も残り、今後、各地で発生する災害復旧の円滑な実施に向け、課題が残る結果となった。

【要望事項（H23.4.19）】

1. 下水道施設の災害復旧事業に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ等について

下水道施設の災害復旧事業に対しては、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による国の支援が規定されております。

しかし、このたびの震災では、本市の7割以上の市民が利用する南蒲生浄化センターが壊滅的な被害を受けるなど、現行の国庫支出金交付率では地方財政又は下水道利用者に与える負担が過大となる可能性があることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

さらに、現行制度における国の財政支援は主として国庫補助と地方債の元利償還金に対する地方交付税措置からなっておりますが、資金調達及び今後の利子負担の困難性を考慮いただき、可能な限り、当該年度中での全額国費での支援を求めます。【総務省・国土交通省】

〈国への要望の結果〉

災害復旧事業に対する国庫支出金交付率の嵩上げは実現しなかったものの、新たな繰出し基準が整備され、災害復旧事業費の一部として一般会計が繰出した額に対し、震災復興特別交付税が措置されることとなった。

2. 災害復旧事業期間の延長について

現行制度では、災害復旧事業のうち緊要なものについては、当該年度及びこれに続く2カ年度以内に完了することができるように、政府が必要な措置を講ずることとされています。

しかし、津波被害を受けた南蒲生浄化センター等の処理場、ポンプ場、管路施設の被害は甚大であり、完全復旧には3年以上の期間が必要となることから、災害復旧事業期間の延長を求めます。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第8条の2】

〈国への要望の結果〉

災害復旧に必要な事業期間において必要時期に国庫補助の充当がなされることとなった。仙台市南蒲生浄化センターに関しては平成27年度までの事業期間を認めていただいた。

3. 災害査定の手続きの簡素化等について

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計変更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚被害では対応が困難であることから、被害の実態に即した柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、施行令、施行規則】

〈国への要望の結果〉

- ア) 下水道施設被災状況調査の簡素化（H23.4.5 国交省都市・地域防災対策推進室長通知）
 - ①管路の被災調査におけるカメラ調査に関する簡素化
 - 5スパンルール（目視等で入れ替える必要性が明確に判断できる場合にカメラ調査を5スパンに1箇所程度とすることができる）の適用
 - ②電気設備調査の簡素化
 - 津波により水没した電気設備については、浸水レベルの確認を被災状況調査とする。
- イ) 災害復旧事業の査定額の簡素化（H23.4.11 国交省防災課課長補佐通知）
 - ①総合単価使用箇所の申請額の緩和
 - 申請額1千万円未満から1億円未満に拡大
 - ②机上査定の適用緩和
 - 申請額300万円未満から5千万円未満に拡大
 - ※H23.11.4 国交省防災課課長補佐通知により、3億円未満に拡大
- ウ) 下水道の排水施設の掘削土量基準（H23.5.10 国交省都市・地域防災対策室長通知）
 - ①排水施設の埋そくに係る復旧事業の採択における掘削土量の緩和
 - たい積量の7割を基準とするが、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の臨界部の市町村においてはたい積量の9割を基準とする。
- エ) 災害復旧事業における箇所の考え方（H23.5.11 国交省都市・地域防災対策推進室長通知）
 - ①管路について
 - 吐口単位から、処理分区、幹線管路を基本としたブロックを一箇所とすることができる。
 - ②処理場・ポンプ場について
 - 主要な施設単位または対象工種（土木・建築・機械・電気）ごとを一箇所とすることができる。
- オ) 災害復旧事業の査定の簡素化（H23.5.11 国交省都市・地域防災対策推進室長通知）
 - ①保留案件の決定見込み額の緩和
 - 公共土木施設災害復旧事業は、これまでの4億円以上から30億円以上に引き上げ。
 - 都市災害復旧事業は、これまでの1億円以上から5億円以上に引き上げ。

4. 原形復旧原則の柔軟な運用等について

現行の災害復旧は原形復旧を原則としておりますが、壊滅的な被害を受けた南蒲生浄化センターについては、津波対策やエネルギー循環型社会への更なる貢献など、将来を見据えた広い視点での再整備が必要であり、単なる原形復旧ではなく、対象を機能増強に拡大する等、柔軟な運用を求めます。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第3項】

〈国への要望の結果〉

下水道施設の災害復旧事業は、処理施設について復興計画に定められた位置等を変更することができるものとされた。（H23.11.16 国交省水管理・国土保全局防災課事務連絡「平成23年度東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例の運用について」による）
 なお、施設機能の増強を伴う復旧については、これまでの災害復旧と同様に認められなかった。

5. 汚水処理事業の一元的な交付金の制度設計について

津波により地域全体が甚大な被害を受けた本市東部地域の汚水処理事業の災害復旧については、地域再生や費用対効果の視点から、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等の汚水処理事業を一元化して、地方公共団体の実情に応じた柔軟な事業選択が可能となる交付金の制度確立を求めます。

【公共下水道事業：国土交通省、農業集落排水事業：農林水産省、浄化槽事業：環境省】

〈国への要望の結果〉

新たな制度は確立されなかった。

【追加要望事項（H23.7.20）】

6. 災害復旧に係る国庫補助対象範囲の拡大

今回の壊滅的な被害においては、現行制度上、災害復旧に関する国庫補助制度の対象になっていない災害復旧調査費などの総額が極めて多額に上ることから、これらの経費についても国庫補助の対象とするよう求めます。【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条】

〈国への要望の結果〉

現行制度上で補助対象外となる災害復旧調査費用等に関する拡大は無かった。

7. 下水道事業における資金不足対策の拡充

下水道施設の災害復旧の財源として、短期間に集中した地方債の多額の発行が予想され、現行制度の構造的な問題により、借入れ後の相当の期間において、資金不足額が生じることが現実となっており、地方債の償還期限の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充など、下水道事業における資金不足対策を講じるよう求めます。【総務省】

〈国への要望の結果〉

資金不足対策として、震災に伴う収入減少により資金不足が発生・拡大した場合、資金手当てのための、震災減収対策債の発行、及び償還利子の1/2について特別交付税措置が講じられることとなった。（H23.6.1 総務省自治財政局公営企業課事務連絡「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」による）

なお、地方債の償還期限の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充は行われなかった。

8. 震災の影響で増加する下水道事業の維持管理費に対する財政支援の創設

南蒲生浄化センターの完全復旧には5年程度の期間が必要となりますが、その間の暫定的な汚水処理の実施による汚泥量や薬品費の増加、さらには、放射性物質の影響による汚泥の処分など維持管理費が増加し、経営に与える影響が大きいと見込まれることから、暫定処理等に係る維持管理費の増加に対する財政措置を講じるよう求めます。【総務省・国土交通省】

〈国への要望の結果〉

処理場本復旧までの期間において、暫定的処理の実施により増加した汚泥処理等の費用については、災害査定で認められた。

しかし、原発事故に起因する案件については災害復旧事業の対象外とされた。

【追加要望事項（H23.8.4）宮城県知事・市長会長（仙台市長）・町村会長（利府町長）】

9. 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大（県・市町村会 共同要望）

下水道施設の機能停止に伴い公衆衛生保全のための緊急的な溢水防止対策などの応急復旧費用や、被害を

受けた下水処理場における段階的な水質改善のための費用、また甚大な被害を受けた市町の下水処理場については、従前の処理場ではなく、他の位置に仮のコンパクトな処理施設を段階的に整備することも対象にするよう求めます。同時に災害時における対処手法や水質基準について国として検討することを求めます。

また、処理場としての機能を発揮するには、管理のための施設の復旧も必要であり、管理的施設（車庫、駐車場、樹木及び修景芝等）についても災害復旧範囲とするよう求めます。【国土交通省】

〈国への要望の結果〉

緊急的な溢水防止対策や段階的水質改善のための工事は応急復旧工事として認められた。（負担法事務取扱要綱の仮処理施設工事に含む旨の事務連絡（H23.6.17 都市・防災対策推進室課長補佐、下水道事業課課長補佐）による）

下水道法上の水質基準の変更はなされなかったが、「下水道地震・津波対策技術委員会」（H23.4.12 国土交通省・日本下水道協会共同設置）により示された第2次提言「段階的応急復旧のあり方」に基づき、本復旧に至るまで段階的に水質向上を図っていくことが認められた。（H23.6.13 国交省地域整備局下水道部下水道事業課企画専門館事務連絡「段階的応急復旧のあり方」による）

管理的施設（車庫、駐車場、植栽等）については原則災害対象外とされた。

10. 下水汚泥の処分（県・市町村会 共同要望）

県や市町村が行った放射性物質が含まれる浄水発生土等の保管、処分等に係る経費については、既に対応した経費も含め、経費のすべてを国庫負担とするほか、汚染の程度にかかわらず処分先を確保するよう求めます。【国土交通省】

〈国への要望の結果〉

放射性物質に関連する事案（放射性物質の濃度が8,000ベクレル/kg以上の汚泥の処分等）については、東京電力による賠償の対象とされた。

放射性物質を含む汚泥の処分地は確保されていない。

【追加要望事項（H24.1.20）宮城県知事・市長会長（仙台市長）・町村会長（利府町長）】

11. 下水汚泥及び浄水発生土等の処理（県、市町村会共同要望）

放射性物質汚染対処措置法により、放射性物質の濃度が8,000ベクレル/kg未満の下水汚泥及び浄水発生土等については、通常の処分場で処分できることとなりました。

しかしながら、放射性物質問題に対する処分場周辺住民の不安の高まりにより、処理が進まない現状にあります。処理が円滑に進むよう、国が積極的に住民同意に向けた意識啓発や処分先の確保に取り組むよう求めます。

また、既に対応した経費も含め、県や市町村が保管、処理等に要した全ての経費を国庫負担又は東京電力による賠償とすることを求めます。

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

〈国への要望の結果〉

放射性物質の濃度が8,000ベクレル/kg未満の下水汚泥の処分に関する国の新たな取り組みは無い。

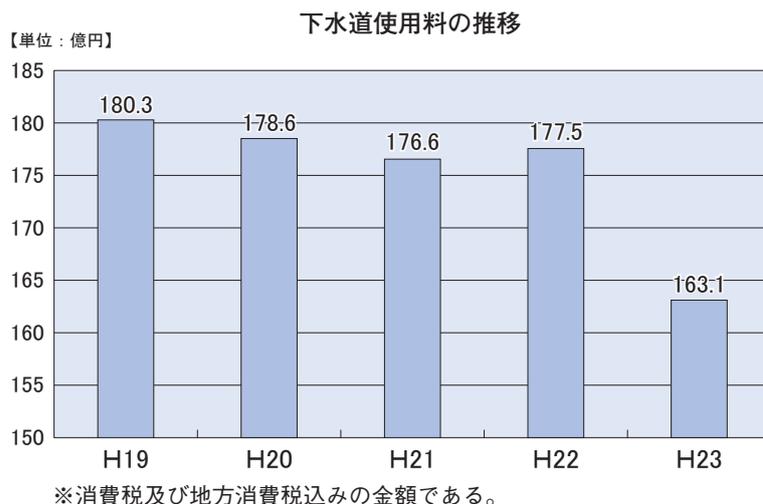
放射性物質の影響による経費は東京電力による賠償とされた。

4 経営への影響と今後の対応

1. 震災による平成23年度決算への影響

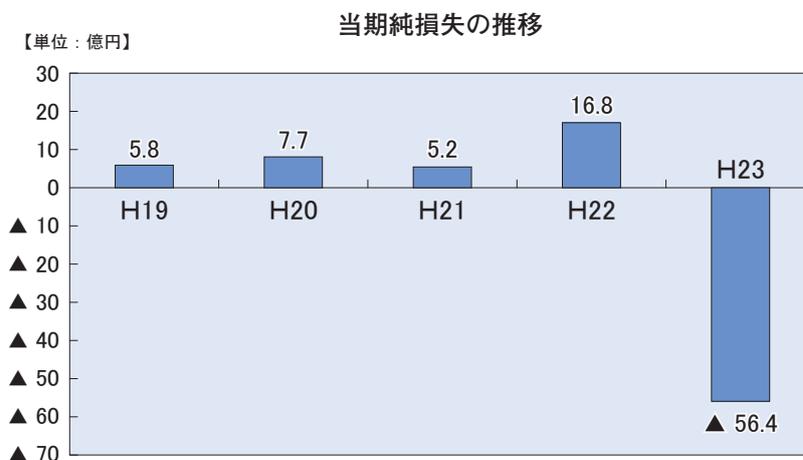
(1) 下水道使用料収入への影響

下水道使用料収入は、震災前は概ね180億円弱で推移していたが、平成23年度は震災の影響による企業活動の停滞や基本使用料の減免措置を行った結果、163億1千万円となり平成22年度決算から約14億4千万円の減収となった。



(2) 収益的収支への影響

収益的収支については、本市ではこれまで、企業債の借り換えによる利息負担の軽減や維持管理の効率化に努め、平成16年度以降は黒字を確保してきたが、平成23年度は使用料収入の減少、復旧費用の増加に加え、震災により使用不能となった施設の未償却分を除却損として計上した結果、当期純損失は56億4千万円となった。



※当期純損失から、前年度からの繰越利益剰余金15億9千万円を差し引いた残額の40億5千万円は未処理欠損金として翌年度に繰り越すこととなった。

2. 震災からの着実な復旧と健全な経営に向けて

震災による施設の甚大な被害や使用料収入の減収により、平成23年度は過去最大の損失を計上することとなったが、今後についても、700億円を超える災害復旧費が見込まれる一方、下水道使用料収入は震災の影響による減収から早期に震災以前の水準に回復するのは困難な状況であり、厳しい経営環境が続くことが見込まれる。

このような状況において、津波により壊滅的な被害を受けた南蒲生浄化センターを始めとした被災施設の復旧が何より最優先の課題であることから、国の災害復旧制度を積極的に活用し財源の確保を図るとともに、施設の被害状況に応じ、工期や経済性等の比較検討を行ったうえで、早期の復旧に向け事業を進めていく。

また、施設の耐震化、浸水対策、および老朽化対策など、これまで取り組んできた事業についても、震災の経験を踏まえ、災害に強く環境にやさしい下水道の構築を目指し着実に事業を進めていく必要がある。特に本市東部地域は、地震によって地盤沈下が生じ、大雨時の浸水リスクが高まっており、安全安心な市民生活のために浸水対策が必要不可欠な状況となっている。このため本市では、浸水被害の発生・増加が懸念される地域の浸水対策について、復興交付金事業として平成27年度までに270億円を超える事業費を投じ、雨水施設の整備を進める予定である。

震災からの復旧・復興には莫大な費用と時間を要するが、着実に復旧・復興を進めつつ、将来にわたって安定した下水道サービスを提供していくためには、震災による中長期的な経営への影響を見極めつつ、長期の費用予測や事業の優先順位付けなどを行って、アセットマネジメントの考え方にに基づき、持続可能で安定的、効率的な事業運営に努めていく必要がある。